

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会
研究助成制度に関する規則

2025年10月5日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会（以下、本学会という）は、学会員によるプライマリ・ケア分野の研究活動に対して研究助成を行い、我が国からの成果発信に寄与する。

(対象)

第2条 助成の対象は、プライマリ・ケアに関する研究とする。

(助成内容)

第3条 個人研究の助成、チーム研究の助成の2種類とし、助成期間、件数および金額については募集要項に別途定める。

(申請資格)

第4条 応募資格は、本学会に入会後3年以上経過した会員で、年会費の滞納がないものとする。

(助成要件)

第5条 応募研究課題内容については、他機関、団体、企業等からの研究助成をうけているものと同一でないものとする。但し助成金の使途を明確に分けている場合の申請は可とする。

(申請要領)

第6条 助成を希望する申請代表者は、当該年度の募集要項を確認し、研究計画書、その他必要書類を添えて応募する。

(審査)

第7条 審査は本学会研究支援委員会にて行い、担当副理事長に審査結果を報告する。

(採択)

第8条 応募された研究課題の採択は、正副理事長会議の議を経て、理事長が承認する。

(報告および成果の公表)

第9条 助成を受けた者は、助成が決定された翌年以降に開催される進捗報告会において、研究進捗状況の報告を行い、研究支援委員会の評価を受けなければならない。

2 研究終了後、原則2年以内に英語原著論文として本学会英文誌等の学術誌に投稿し、その結果を本学会に報告しなければならない。なお、投稿の際はAcknowledgmentとして、「This

study was supported by grant-in-aid from Japan Primary Care Association」 と記載しなければならない。

3 助成を受けた者は、研究終了年度の3月末までに研究終了報告書、助成金使用書を作成し、本学会に提出しなければならない。

（報告および成果公表の義務違反）

第10条 前条における報告や成果公表が定められた期間内に行われない場合は、理事長は交付された助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

（助成金の使途）

第11条 研究助成金は、申請時に記載された項目についてのみ、助成期間内に支出することができる。

（計画変更）

第12条 採択が決定した後に当該研究計画書の内容に変更が必要な場合は、速やかに書面により事前に本学会に届け出るものとする。

2 研究支援委員会は申請内容を審査し、担当副理事長へ報告する。計画変更の可否は、理事長が決定する。

（助成期間の延長）

第13条 申請代表者が次の1つに該当するときは、助成金使用期間の延長を申請することができる。

- （1）留学や異動
- （2）病気の療養
- （3）産前・産後休業
- （4）育児休業
- （5）介護休業
- （6）その他、家族の問題などやむを得ない理由

2 研究支援委員会は申請内容を審査し、担当副理事長へ報告する。助成金の使用延長の採否は、理事長が決定する。

3 助成金の使用延長期間の上限は原則1年間とし、チーム研究の場合のみ再延長の申請を可とする。個人研究の再延長は不可とする。

4 チーム研究の再延長期間の上限は1年間とする。

（採択の取り消し）

第14条 助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究支援委員会による調査および報告を受け、理事長の判断で助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金交付条件の義務不履行の場合
- （2）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- （3）助成金を他の用途に使用した場合
- （4）その他、取り消し対象に該当すると考えられる場合

(本規則の改定)

第15条 本規則は理事会の議決を経て改定できる。

附則

1 本規則は、2025年10月5日より施行する。